

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人

ジェイエイ新ふくしま福祉会

## 1. 虐待防止に関する基本的考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。

また正当な理由もなく身体を拘束すること。

なお、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

### (2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒否的な対応、そのほかの利用者の心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または本人の希望する金銭の利用を理由なく制限すること。

## 3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

(1) 当法人では、虐待の防止及び早期発見に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(2) 委員会の構成委員は、施設長、事務長および、各事業所の代表1名とする。委員長は施設長が務める。各事業所における、「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）は各事業所代表が務める。

(3) 委員会は、年2回開催する。および、必要に応じて委員長が招集する。

(4) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること。
- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ⑤虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

#### 4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する高齢者虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6. 虐待が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の報告を受けた場合は、本指針に従って対応すること。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じ関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 報告、解決の手順は高齢者虐待防止マニュアル等を参考に、対応する。

## 7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、権利擁護センター、市の関係窓口を案内するなどの支援を行う。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6.虐待が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。
- (4) 対応の結果は相談者に報告することとする。

## 9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等、外部に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務所に備え付けることとする。また、事業所ホームページにも公開する。

## 10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

## 附則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。